

第18回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後3時00分から午後5時00分

2. 開催場所 市役所1号会議室(新館5階)

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	瀆地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第152号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第153号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第154号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(所有権移転)

議案第155号 糸島市農業委員会要活用農地の指導に関する規程の廃止について

議案第156号 糸島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見の聴取について

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地対策委員会（A班）報告について
- 3) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局 それでは、井上職務代理者による開会の挨拶と総会成立宣言をお願いします。引き続き、井上職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理者 改めまして、こんにちは。今回もお忙しいときにご出席いただきましてありがとうございます。また、昨夜から今朝にかけて、台風6号の接近ということで皆さん忙しかったんじゃないかなと思います。

幸いにして、大した大きな被害は出ていないというふうに思います。

それでは、ただいまより第18回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は全員の委員が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さん御起立をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局 それでは、内野会長の議長挨拶をお願いします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いします。

議長 皆さん、こんにちは。今日、3時からということで延ばしたんですけれども、これは7日の日やったですかね、今週来るのが分かっと思って、どうしようかと、総会をどうしようかなというふうに、まあしてたんですけれども、盆過ぎてしたら18日までには常設審議会がありますので、それまでには間に合わせないかなということで、盆中にはまたできないということで、まあ10日の3時ぐらいだったらもう抜けて大丈夫やろうということで、3時からということでしております。皆さん、本当に台風後の後始末等々で忙しかったかなというふうにも考えております。

またですね、今日何かいっぱい挨拶の中で言えということ言ってきております。まず、地域計画係のほうから現在、福吉地区がアンケートを取って、集落座談会ですかね、そういうふうな中に入っておりますけれども、やっぱり各集落で温度差があるということで、この地域計画というのは、その市がやっているものではないということを皆さん考えていただきたいというふうに思っております。

また、国も示しておりますように、この地域計画は農業委員会等も一緒になって作成しなさいというふうに定められております。どうか皆さんのその地域計画に対する御協力を何とぞよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それとまた、この集落座談会の中でか何かよく分かりませんが、農業委員会の個人情報ですかね、個人情報とか議案内容とかが漏れているんじゃないかというふうな一般の方が言ってあったそうです。まあほとんどそういうことは、この農業委員会の皆さんにはそういうことはないとは思いますが、もう一度、農業委員というのは守秘義務があるということをもう一度頭に置いていただきたいなというふうに考えております。何か言い忘れとったらまた後で途中で言いたいと思います。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。藤嶋政秀委員と中原誠也委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第151号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

議長

今回は申請の案件の中で、2番から6番まで譲受人が古家委員の親族となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の規定に基づき一時退席をお願いいたします。

(10番委員 退室)

議長

それでは、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」最初に2番から6番を審議したいと思います。その後にそれぞれそれ以外の案件の審議を行いたいと思いますので、まず担当委員の東司委員、提案をお願いいたします。

農業委員

18番東司です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

ただいま、提案されました。事務局。

事務局

今、提案いただきました2番から6番までの案件につきまして、審査項目の報告をさせていただきます。2ページをお願いします。

審査項目としましては、6つの項目がございます、1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないということになっておりますが、全て今回の場合は「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では全ての申請について許可相当であると判断しております。

以上です。

議 長 以上、2番から6番について提案、報告がありましたけれども、質疑を受けます。質問、意見はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に入ります。
2番から6番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

(10番委員 入室)

議 長 それでは、審議に入ります。それでは、1番から順に担当委員の報告をお願いいたします。奥委員。

農業委員 受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これにつきましては、お母さんがこの畑を作ってあって、家の裏なんです。で、作ってあってから、それを■■■■さんが買って来てということで、そがん話になっています。で、貸しが1,832ってありますが、今現在はなごみに貸してあるということで、定年になったらこの田んぼに自分で作りますということです。お願いします。

議 長 続きまして、番号7番を加茂委員、お願いします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

■■■■さんは、実際には平尾ではなくて深江のほうに住んであるというふうなことを聞いております。で、譲渡人につきましては、旦那さんが亡くなられて、相続人の方が売買されるというふうなことを聞いております。

以上です。

議 長 次に、8番を松尾委員、お願いします。

農業委員

受付番号 8 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは住宅についた農地です。よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、9 番を加茂委員、お願いします。

農業委員

9 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは7月分の残りです。よろしく願いします。

議 長

ただいま提案がありました。事務局。

事務局

補足をさせていただきます。先ほど、加茂委員のほうから提案ありました 9 番の案件についてなんです、7 月総会の際の継続審議案件になっております。

申請者の方に耕作の確認ということで、先月の総会後に行いまして、窓口のほうには譲渡人、譲受人、お二人でお越しになりまして、聞き取りを行いました。今現在も、毎週ではないけれども、週末には作業に来てあるということで、今後もまあ道具とはちょっとそろっていないんですが、譲渡人の■■■さんのほうから借り受けたりをして、作業をやっていきたいということで御本人のほうから説明を受けております。

続けて、審査項目よろしいですかね。それでは、2 ページをお願いします。先ほど、2 番から 6 番については決定をしていただいておりますので、それ以外のところについてなんです、6 つの審査項目のうち 1 つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないということになりますが、全て「いいえ」になっておりますので、全ての申請について許可相当であると判断しております。

それから、8 番の案件につきましては、新規就農ということになるんですが、先ほど松尾委員のほうからの提案説明にもありましたように、隣接する宅地と合わせて購入をされるということで、自家消費用の野菜を作りたいというふう聞いておりますので、就農面談のほうも省略しております。

以上です。

議 長

ただいま報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので採決に入ります。
この3条につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。事務局。

事務局

3条の審議が今終わったところなんですけど、3条に追加したい議案がありますので、こちら、市有財産を個人に売却する、払下げの案件になりますので事務局のほうより提案させていただきたいと思います。別冊で配ってます。表紙にページ1って打ってあって、3条の審査表がついた分になります。皆さん、これはお持ちになってますね。はい。

ページめくっていただいて、まず、申請内容を確認させていただきます。番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、番号2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

番号3。

【議案書に基づき読み上げて報告】

まず、1ページのこの追加議案になった経過を簡単に書いておりますので、こちらを確認していただきたいと思います。

まず、3ページをめくっていただいて、附近見取図というのがついてます。図面中央辺りに太線で表示したL型の形があると思うんですけど、もともとここが水路の敷地でした。で、実際に筆もあって、まあ地番はなかったんですけど、ここに水路敷がありました。

ただ、平成4年頃、このL型が接してます道路、市道の拡幅事業によって、この水路が道路横に移設をされております。で、道路横に移設されたところはもともと田んぼだったので、隣接するその田んぼのほうから市が

購入して、水路の整備を行っております。

その後、当然もともとあった水路は廃止をされてますので、農地化をされて、平成4年以降ですね、ずっと隣接地の方の農地として使用をされてきております。で、本来であれば、その平成4年の事業完了後にもととの水路の敷地を市のほうが表示の登記をして、地番を持たせてそこを田んぼとして登記をして、隣接の土地所有者に払下げを行う作業をしとかないといけなかった。

ただ当時は、平成4年はこの水路の敷地というのは国有財産で、国からの払下げというのは結構手間がかかっていたそうです。で、まあその作業の、まあ途中に取りかかったのか、その辺まではちょっと過去の経緯などで分からないんですけども、まあ何らかの理由によって払下げがなされないまま、令和3年ぐらいまで来てたそうです。

で、令和3年に地元の農区のほうから、このことが指摘されまして、現在田んぼで使われてるところが、まだ水路敷が残ったまんまだというところで、今回、水路部分を表示のとおり地番を持たせて、もう現況田んぼになってましたので、地目田んぼで登記をしたと。登記をして、隣接の所有者へ払い下げるという作業をして、実際の契約は公共施設管理課のほうで、隣接の所有者の方と売買契約を結んで登記までしていただいて、実際にもう法務局まで本人が行かれて、というところで。

ただですね、もうお気づきになったかと思うんですけど、地目が田なので、個人に所有権移転するときは農地法の3条の許可が要りますよということを法務局から指摘をされて今回の申請に至ってるというところになります。

で、ナンバー1と2の方ですね、経営面積等を見ていただくと分かるんですけども、この方たちは審査表でいっても全ての項目について要件を満たされています。ナンバー3の方、■■■■さんに関しては、一番裏のページですね、4ページ見ていただくと、ページの右側のこっち745-2と759、この土地しか所有されてなくて、この土地を親戚の方に賃借をされております。なので、審査項目でいくと、一番最初の農地の権利取得後において、全ての農地を効率的に利用するとは認められないと、ここが「はい」になってしまうんですね。

ただ、最後のページ見ていただくと分かるように、この小さい細い土地だけを別の方がもし所有されるということになると、今後、まあ農地の集団化とか効率的な耕作ができなくなるおそれがあるので、現所有者の■■■■さんに所有権を移転するのが最も適切だということで、農地法の施行令第2条第1項第2号というのがあるんですけど、これは今回の利用権が解約された後、解約された場合に、じゃあこの方が効率的に耕作ができるのかと、もしできるのであれば、不許可の例外に当たるよという施行令がありますので、こちらに該当するものとして、今回、許可をお願いしたいと

いうことで提案させていただきました。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま追加項目ということで3条の3件出ております。何か質問、意見ありましたら、お願ひいたします。中原委員。

農業委員 　　11番、中原ですけども、4ページの地図を、721番と先ほどの745番の方は分かるんですけども、725番の2、これはずっと細長いですよ。で、そこら辺のちょっと説明をお願いします。

事務局 　　この地図で言うと、一番最後のページなんですけど、725-2というL型の細い土地がありますね、これに隣接している全ての土地を[REDACTED]さんが所有されています。で、一体的に耕作されています。ということになります。

議 長 　　よろしいですかね。はい。ほかに。はい。丸山委員。

副会長 　　ていうことはですよ、今、調査とかもあつてますように、この分はそのまま田んぼには721と721-2、例えば、作つてある方のところに入り込むけど、一緒になるわけじゃなくて地番としてはそのまま残つて、調査に行かないかんということになるんですよ、そしたらね。

事務局 　　まあ筆としてはそうなるんですけど、まあ実態として、現地一体化された1枚の田んぼで耕作されてるので、現地調査の手間は変わらないと思います。筆が増えるだけなので。

　　だから、要は1筆増えるだけ。現地は変わらないので、そんなに手間は増えないのかなと思います。

議 長 　　この分はもう現在、今、田んぼとして使用されてあります。それである、どこがどこかという、恐らく分かりませんので、そこら辺は地図の上だけで、地図上で考えていただきたいなというふうに。

副会長 　　じゃあ、一体化してるということですね。もうね。

議 長 　　はい。ということで。

事務局 　　もうあの一体化して。

議 長 　　ほかに何か質問、意見ありましたら。山北委員。

農業委員 14番、山北委員です。差し支えなければですね、大体どのくらいの単価で売買されるようになったんですか。

議長 事務局。

事務局 ちょっとあの、伏せとくように言われてるので。ただ、ちゃんとした固定資産税のほうでちゃんと評価をされて、この価格にのっかって売買をされてるというのは聞いております。

農業委員 分かりました。

議長 伏せとけということですので、言われておりますので。ほかに何か質問、意見ありましたら。荻原委員。

議長 19番、荻原ですが、もう少し経緯を知りたいんですけど、前は公共財産やったです。国の所有やったのが、糸島市に先に払下げを受けて、それから売買といいますかね、売り渡されたっていう経緯が、そういった、前は水路やなかったですか、地目が。それがもう現況が田んぼやったけんってことで農地として扱ったというふうに考えていいのかなどか。

議長 事務局。

事務局 もともと道路水路っていうのは、大蔵省なんですね、もともと。で、平成12年に一括譲与っていうのを大体受けてるんですね、ほとんどの財産が。で、この事業やったのが平成4年の頃だったので、平成4年はまだ国の持ち物だったんですね。

だから、平成4年当時だったら、国から譲与を受けて払下げという作業が必要だったんですけど、もう今となってはこの土地も全て市の財産になっていたんで、市から個人さんに払下げという作業を今回やった。

で、もう一つ何やったですかね。水路ですね。もともとですね、こういったケースは実際あるらしいんですけど、まあ言ったように、平成4年の事業なので、もう完全に現地が農地化している。なので、登記地目上農地であっても現地がもう農地じゃなければ、市が嘱託登記をする場合は農地法の許可要らないんですけど、今回は現地が既に農地化して、もう完全に農地として使われてるので、法務局の判断としては3条の許可が要するという判断をされてると。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

	(質問、意見なし)
議 長	<p>なかつたら採決に入ります。</p> <p>追加項目の3条につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議 長	全員です。
議 長	それでは、次の審議に入ります。事務局。
事務局	<p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第152号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。</p>
議 長	それでは、第1調査部会で現地調査を行っております。提案と報告をお願いいたします。
調査部会長	<p>7ページですけど、受付番号1番。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> <p>別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いいたします。申請地は、議案書の8ページです。次のページに地図がありますので、参考をお願いします。</p> <p>農地区分的には、農用区域内農地ということでございまして、一時転用による不許可の例外に該当するとしてございます。</p> <p>そういうことで調査部会としましては、農地改良を目的としました一時転用であるということで許可相当であるというふうに判断をいたしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局。
事務局	基準表の説明をさせていただきます。農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、一般基準と立地基準によります大きく2つの審

査基準に基づいて許可の可否を審議していただくこととなります。

議案書の6ページをお願いいたします。まず、一般基準ですが、各項目とも、適当、該当なしとなっております。したがって、問題はないと判断しております。

それから、立地基準につきましては、議案書のほうにも記載しておりますし、調査部会長の報告にもありましたので、割愛をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議 長 以上、4条につきまして提案がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。三坂委員。

農業委員 転用目的は農地改良とだけしか言わなかったのが、具体的なそしたら内容をお願いします。

議 長 事務局。

事務局 農地改良の内容としましては、今現在、田になっておるんですけども、地上げをして果樹園として使用したいということでの盛土の申請になっております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

農業委員 必要があったら、そうされるんでしょうけど。いいです。

議 長 必要がある。

農業委員 必要があるから盛土して果樹園にするんだらうと。わざわざ稲が植わるところを。

議 長 今、稲が植えてあるんですよ。

農業委員 盛土して果樹園にするっていうことですね。

議 長 そうですね。そういうことです。

農業委員 そこ一体がさ、全部、周りが農地改良してきちっと上がっちゃうところで。その一角や。

農業委員 ああ、そうですか。

農業委員 うん。

農業委員 手前の奥は前回やって、今、この次やって、また次やってっていう感じ。

農業委員 田んぼが作りにくくなったとか、稲が作れなかったちゅう。

議長 うん。まあそれもありますし、もうあの辺がもう荒地なんですよ、全部が。もうほとんどAランクっていうか、もうセイタカワダチソウがだっといっぱい生えているようなところで。

農業委員 写真だけしか言えんが、写真見たら立派な農地なのに、あのするのは何かあるのかと。

議長 ああ、そういうこと。そこのところだけ田んぼ植えてあるんです。もう周りが全部荒地で、そしてまたその多久が大体その、果樹とかいうか、ミカンですかね、荻原委員。

農業委員 はい。レモンとブドウですか。

議長 うん。そういったものをその、あの辺ずっと作ってありますので、その一環としてそこを地上げして作られるというふうに。

農業委員 水利の問題は出ていますか。この辺。

農業委員 手挙げて言ってください。

農業委員 17番、宗です。水利の関係は支障がないんでしょうか。

議長 荻原委員。

農業委員 611と612についてる水路ありますよね。そこについてはもう、本来は用水路だったんですけども、五、六十年、60年ならないかしらん、そんなぐらい前ですね。もうその水路はもう使えなくて、使わない水路になってるんです。

ただ、横の水路って言いますかね、もう一つ水路があるんですけど、そ

ちらのほうは今も使えてある。そこら辺は工事関係者も立派にするだろうと思います。

議長 これはもう、その12ページとかも水路ということは、それでこう書いてありますので、ちらのほうはまだ生きていると思っております。
ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決に移ります。
第4条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。

議長 それでは、事務局。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。
議案第153号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

議長 第5条につきましても、第1調査部会で現地を調査しております。提案をよろしくをお願いいたします。

調査部会長 それでは受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊資料の3ページと4ページをお願いいたします。申請地につきましては、議案書の15ページの地図を参照していただきたいと思っております。

農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がり的一角、一番端ということになりますので、第1種農地ということに入っております。

調査部会としましては、第1種農地ですので原則不許可でございますけれども、集落の接続部分がありますし、不許可の例外に該当するため、集落

接続というような観点から許可相当であるというふうに判断をいたしております。

ただ、集落接続には、不許可の例外規定を適用するためにはこの回収ボックスという物の利用者が主に周辺の居住者であるということが必要条件にありますので、その資料の提出を求めているという状況でございます。後ほど事務局のほうから補足した説明をお願いいたします。

受付番号2番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の資料については、5ページと6ページをお願いいたします。申請地は、議案書の21ページの地図を見ていただきたいと思います。

農地の区分は、農用地区域内農地ということでございます。一時転用によります不許可の例外に該当をするということになります。

先ほどの案件に似た形ですけど、調査部会としましては、農地改良を目的とされました一時転用であるため許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、14ページですね。受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の資料のは、7ページと8ページをお願いいたします。申請地は、議案書の26ページに地図を見ていただきたいと思います。

農地区分的には、その他の農地ということで、第2種農地相当ということになります。場所的には、またいちの塩のすぐ近くということになります。場所的にはですね。

調査部会としましては、計画図面上で空きスペースが目立ったということで、キッチンカーの台数確保の確実性と転用目的の実現性が乏しいというふうに感じて判断をいたしております。調査部会時点では、判断資料的にその辺らの空きスペースの関係等が不足しておりましたので、判断未了ということとしております。後ほど、事務局のほうから補足説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

補足をさせていただきます。1番と3番についての補足になるんですが、まず、1番の二丈松末の件ですが、調査部会のときにありました指摘事項に関して計画図面の差し替えをしていただいた分を今現在つけており

ます。修正点としましては、申請地東側から出入りをされるように当初なっておったんですが、今現在、ブロック積みを3段入れてもらうようなところで計画変更をしてもらっております。

あと、回収ボックスの利用者についてなんですが、申請地周辺の地域がもともと矢野商店さんという個人事業主の方なのか会社なのかちょっと分からなかったんですが、そういった事業所が古紙の回収をされてあったということで聞いておまして、そちらの事業所さんのほうも高齢化と後継者がちょっとなくなったということで、実際の古紙の回収ができない状況になっているということで、今回の申請者、まあ譲受人のほうがその役割を引き継いで回収ボックスの設置に至ったということでお伺いしております。

それから、3番の志摩芥屋の件についてですけれども、今、調査部会長の説明にもありましたように、当初の計画図面というのは空きスペースがかなり目立っております、審査基準上、一般基準になるんですが、計画面積の妥当性という項目がございまして、その部分はまあいわゆる必要最小限の面積ではないというふうにちょっと判断ができるんじゃないかなろうかということもございまして、いま一度計画を煮詰めていただくように伝えておりました。

で、結果的には、議案書の29ページにつけております図面で提出をされてあるんですけれども、まあクラッシャーランを敷いたり、芝張りをしたりして、地面の下処理はされるんでしょうけれども、その上にベンチを8組設置されるということで計画を見直していただいております。

で、その実際のベンチの構造とかその辺り詳細な部分は分からないので、今、資料を求めている最中なんですけれども、実際にベンチが、例えば、公園にあるようなベンチとかテーブルで定着性があるような物であれば転用行為というふうにも見られなくはないんでしょうけれども、例えば、据え置きタイプのベンチとかテーブルで、まあ容易に撤去できるようなタイプの物であると転用行為とはちょっと言い難いんじゃないかなろうかと、事務局のほうとしてはちょっと考えております。

ただ、そういうふうな定着性がない物をということになってくると、先ほど申し上げた計画面積の妥当性っていうところがなかなかちょっと判断がつかないというふうになりますので、まだちょっと資料を現在求めている状況ですので、調査部会のとときと変わらず、ちょっとまだ判断には、事務局のほうとしても至っていないという状況です。

一応、補足としては以上です。

議長

ただいま、説明と補足説明がありましたけど、何か質問、意見ありましたらお願いします。丸山委員。

副会長 3番、丸山です。2番の件ですけれども、先ほど説明がありましたように、私たちも聞いてですね、農業委員会がこの転用目的のその先ほど理由ですよね、で、あと何を、こうキッチンカーを置かれるとかそこら辺までをやっぱりちゃんとしなきゃいけないものか。

で、前、何か事例があったと思うんですけども、転用されるときに、その転用先が何なのかっていうところまでを私たちがこう判断して許可するとかそういうことだったんですかね。そういうことしなきゃいけなかったんですかね。そこら辺が。

議長 事務局。

事務局 結果的に、その3番の件については、いわゆる、必要最小限の転用行為なのかというところがまあちょっと争点になるのかなと思っております。

だからまあその実際にウッドデッキとか、あとそのキッチンカーを置かれるところについてはもう張コンをするとかっていうところの情報とかはあるんですけども、もう大部分が芝張りとか、もう今の多分地盤と変わらないような形にされるんじゃないかなろうかと。そうなってくると、調査部会するときにもちらほら出てたんですが、極端な話、敷地半分でもいいんじゃないんですかというふうな話にもなってくるので。

もうとにかく先方のほうには、全体を転用するというのであれば、農地性を完全になくしてしまわないと、うちのほうも許可相当とは言い難いですっていう話までは一応してます。ただ、その上で、ちょっとなかなか、出てくる資料っていうのもなかなか判断に苦しいものばかりなので、まだちょっと資料の徴取としては途中というふうな状況にはあります。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。中原委員。

農業委員 11番、中原です。2番、井田原の件で25ページですか、断面図の勾配は1対1。2の勾配ですけど、調査部会の時は1対1やったんですかね。

議長 事務局。

事務局 調査部会ときから図面変わってないんですけど、4条の場合は高さが1メートルなので、そこは1対1で変わってないです。で、今回はその1メートル以上になってくるので、5条の分に関しては1対1.2というふうになっております。

議長 そして、事務局、この何かいな、あれにさ、ここ高さ、その農地改良のときのその高さ、どれぐらい埋めてどれだけ上がるのかというのをさ、も

うちよつと書いとつてもろうたほうがよかかもしれんね。この転用目的の一番下にでもいいけれども。何メートルから何メートルぐらい上げますよということは。

事務局 ああ。造成高が何メートルとかっていうのを一覧のほうにということです
ね。

議 長 うん。もうちよつと書いとつてもらえば。地図見よつても、これ何メー
トルやったかいな、こう見て、ああ、何メートルかいうてから見らんばい
けないから。一目で見られるような格好でちよつとしていただきたいなど
思います。

農業委員 作付の作物何つていうのぐらいまで入れたほうが分かりますね。

議 長 うん。その作物、転用後の作物ね、あれまで一緒に入れてもろうたほう
が助かります。

事務局 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。荻原委員。

農業委員 19番、荻原です。これは地形審にかかるのかどうかと、この道路関係
については、市道だろうと思うんですけど、そういうところを埋め立てる
ときにはU字溝か何かをこう設置しないと、その道路の水が今までは田ん
ぼのほうに流れよつたとに全然流れなくなって、そこに滞留するっていい
ますか、それで道路が傷むつていうようなこともあるかもしれませんの
で、そこら辺を素掘り側溝なのか、何かそういうふうな図面表示がやっぱ
必要じゃないかなという気はするんですけど。そこら辺どうなのか。

そいけん、建設課のその指摘はしないのかどうかつていいですかね、そ
こら辺ちよつとお聞きしたいんですけど。

議 長 事務局。

事務局 一応、調査部会の現地調査説明資料の5ページに関係各課の意見を載せ
ておるんですけども、その中の建設課の意見としてはですね、②、③です
けども、道路に土砂が流出しないようにすること、計画することというこ
とですね。で、あと、道路に敷地内の雨水が流れないようにすることとい
うことなので、その対応をするよつていうこと意見は出ております
ので、この内容も今日申請者側のほうには、こういう意見が出てますつて

いうことは伝えてますので、対応されるかと思っております。

議 長 局長。

局 長 地形審のお話があったんですけども、地形の形状に関する条例というの
があって、基本的に造成高が1メートルで、造成面積が1,000平米を
超える場合で他法令の許可を得ない場合というのが基本的に地形審の対
象。

今回は農地法の許可を受けるので、地形審については基本適用外ではあ
ります。ただ、造成高が高いとか、あまりにも高いとか、周辺との balan
スがあまりにも取れてないとかというときは、例えば水路管理者、農地政
策課のほうから都市計画課のほうに地形審の開催を要請したりすることは
あります。

ただ、この周辺がですね、ここ最近ずっと農地造成が続いてまして、そ
の中で、まあ水利委員さんとかの意見とかを聴取する中で、特段意見が、
目立った意見が出てないということと、まあ安定勾配にしてくださいとい
う程度の意見しか出ないので、その辺を注意していただければ地形審をす
るまでのことはないだろうという判断をしていると思います。

議 長 よろしいですか。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。事務局。

事務局 すみません、基準表の説明をしておりますでしたのでさせていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、4条と一緒に
なんですが、一般基準と立地基準で判断をするようになります。

議案書の6ページをお願いします。一般基準ですが、各項目は、適当、
該当なしとなっており、問題はないと判断しておりますが、3番の案件に
つきましては、まあ結局は、その計画面積の妥当性という項目の部分につ
きましては、ちょっと判断に至ってないということで空欄とさせていただ
いている状況です。

以上です。

議 長 ただいま、説明がありました。ほかに。井上職務代理。

職務代理者 2番、井上です。勾配の1対1とか1対1.2っていうのはどういうふ

うなものを指すのか。何かよう分からんのじゃなかろうかって思うんですけど、ちょっと教えてもらいたいということですが。

事務局 1対1.2というのは、縦と横の比率ですね。なので、1対1.2の場合は高さが1でのりの横の幅が1.2、なので、安定勾配だと。
たしか土地改良事業の基準だったと思うんですけど、1メートルを超えるか超えないかでそこが違ってくるということになりますね。

職務代理者 そしたら、底辺が1.2倍になる。

事務局 そうです。1.2で。

職務代理者 分かりました。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移りますが、3番につきましては調査部会並びに事務局のほうの資料を待っているということで3番は継続審議としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それでお願いします。それでは、3番につきましては継続審議といたします

それでは、1番、2番につきましては、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、事務局。

事務局 議案書の31ページをお願いいたします。
議案第154号「糸島市農用地利用集積計画の審議について（所有権移

転)」御審議をお願いいたします。この案件につきましては、3件出ておりますので、事務局のほうから提案をさせていただきます。

まず、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、2番の案件です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上です。

議 長 　　ただいま、糸島市農用地利用集積計画について説明がありました。質問、意見ありましたら受け付けます。

(質問、意見なし)

議 長 　　ないようですので採決に入ります。農用地利用集積計画につきまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 　　全員です。

議 長 　　それでは、事務局。

事務局 　　議案書の32ページをお願いいたします。

議案第155号「糸島市農業委員会要活用農地の指導に関する規程の廃止について」御審議をお願いします。この件につきましては、今回、規定の廃止議案を提案させていただくわけですが、提案させていただく規定につきましては、もともと農業経営基盤強化促進法の第27条第1項の規定に基づいてこの規定が定められておりました。

しかしながら、法改正が行われまして、基盤強化法に定められた遊休農

地に関する関係規定というのが廃止されまして、現在はその農地法に基づいて耕作放棄地対策というものが定められております。ですので、今ある規定自体が意味をなしていないというふうなものですので、廃止を今回提案するものです。

この規定の廃止につきましては、市におきましての例規審議会においても審議いただいて、審議済みということになっております。今後の流れにつきましては、本日の総会において承認が得られましたら、告示を行いまして、即日公告ということで公布も行うということになっております。

以上です。

議長 　　ただいま、説明がありましたけれども、意見ありましたらお願いします。

農業委員 　　よく分からない。

議長 　　何が何だかよく分からんもんやけん。

農業委員 　　かいつまんで言うちゃって。

農業委員 　　簡単でするんであれば。

事務局 　　簡単に言うと、もともと今、耕作放棄地の関係なんですけれども、もともとはその経営基盤強化促進法という法律に基づいて耕作放棄地の指導であったりとか、防止対策というのを定めてあったんですけども、その法律に基づいて市のほうで規定を定めておったという状況なんですけども、その耕作放棄地の指導に関しての考え方が、もう法律自体が大きく変わってしまったので、もともとその法律に基づいて規定を定めていたものが、その法律自体の、まあ条文規定ですね、その分が一部廃止された関係で、その規定自体がもう全く意味をなしていないという状況なんです、今は。

で、それを、そもそも法律の改正がされたのが、平成の21年ぐらいの話なので、まあ合併当時なんですよね。で、それまでずっとずるずると今来ている状態で、これは総務課の法制系のほうからも指摘があって、ようやく今回の総会までこぎ着けたという形にはなっております。

ですので、もう実際、今残ってる規定も意味がないので、廃止の手続きをしてくださいということでの、まあ総務課のほうからの指摘があつての今回の提案となっております。

以上です。

議長 　　それはその耕作放棄地に対する規定。

事務局　　そうです。

議　長　　ということです。

農業委員　規定の中身を見ないと、どういうふうなものが廃止になっとうかというのが分からんけん。

農業委員　そんなにたくさんあるの。

議　長　　まあその資料なんか。

農業委員　たくさんあるんですか。

事務局　　どの部分だとかいうかですね、規定。どう言うたらいいんでしょうね。

局　長　　もともと、合併する前の前原が持ってた規定なんですけど、耕作放棄地に対する指導を農業委員会が行うことができるみたいな規定やったんです。でも、それはもう農地法上に規定をされてしまったので、こういう市独自の規定を持たなくても農業委員会が指導することができるので、もうこの規定、意味がないから廃止しましょうと。簡単に言うとそういうことです。

議　長　　よろしいですか。まあ要するに、もう今の規定にはもう入ってるから、昔んとはもう要らんですよということで。そういうふうに理解していただきたいなというふうに思います。

それでは、ほかに質問、意見ありましたら。

（質問、意見なし）

議　長　　なかったらもう採決に入ります。議案第155号につきまして、廃止について賛成といいますか、これに承認されます方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議　長　　全員です。

1時間過ぎましたので、ここで休憩に入りたいと思います。

(休 憩)

事務局

議案書の33ページをお願いいたします。

議案156号「糸島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見の聴取について」御審議をお願いいたします。提案につきましては、農業振興課地域計画係のほうからさせていただきますのでよろしくをお願いします。

議 長

それでは、農業振興課よろしくをお願いします。

農業振興課

農業振興課地域計画係の井上と申します。よろしくをお願いします。

本日、お配りしておりますこちらの資料で説明させていただきます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(素案)というものになります。ちょっとタイトルが長いので、基本構想と通称呼んでおりますので、基本構想ということで説明進めてまいります。

まず、本日の提案の背景というのを説明しました後に、大きな変更点を説明させていただいて、この変更による影響という、どうなるのかというのを説明させていただいた後に御意見いただきたいと思っております。

まず、この基本構想の提案の背景ということでございますが、この基本構想というものは先ほどから出ております農業経営基盤強化促進法の第6条に基づきまして、農業経営基盤の強化の促進に関する様々な目標、例えば、認定農業者についてであるとか、認定新規就農者に関してのルールであるとか、営農累計ごとの指標、または、利用権の設定に関する要件などを主として定めたものになります。また、法に基づいて定めております。

この基本構想を本市のほうは、平成22年の6月に最初、策定しております。その後、福岡県が農業経営基盤強化の促進に関する基本方針というものがあまして、市の基本構想の上位にあるものになります。こちらを見直したことで、平成26年、併せて令和4年にも変更をしたものになっております。

今回、福岡県が基本方針を令和5年の6月に見直しをしましたことに伴いまして、このたび、本市の基本構想を変更するものとなります。市が基本構想を変更しようとするときは、法に基づきまして、農業委員会の意見をお伺いしなければならないと定められておりますので、今回、提案させていただくものです。

提案した後、その御意見をいただいた後、県と協議を行いまして、県の同意が得られて、その後、告示を行いまして、市として基本構想が決定し

ていくという流れになります。

以上が、まず提案の背景となります。

実際、この構想の素案の中のほうを少し説明してまいります。大きな変更点としては2点になります。1つ目は、14ページをまず御覧ください。14ページは赤字でずっと書いてあるものが、ほとんどページ赤字になっておりますが、その中段辺り、第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項というふうになりますが、ここの次の行ですね、農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の協議の場の設置の方法。これは現在、動いております地域計画の策定での集落協議、この集落協議を法律上、協議の場というんですが、この協議の場をこの基本構想の中に位置づけるということとなっております。

続きまして、この文書上の法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項ということで、これは法律上の地域計画、この地域計画を主としてつくっていきますということをこの基本構想の中に折り込むというふうになっております。今回の大きな変更点はそういう形になります。

それに関して下にずっと協議の場であるとか、地域計画に関して記載をしておりますが、これは国が例示として示した内容を参考に標本として作成したものになります。

この14ページの上段の赤字もかなりボリュームありますが、これは地域計画がつけられた後に、農地用地の利用集積であるとか集約を組織立てて関係団体と一緒に事業を行っていくということを明示した内容になっております。まず、大きな変更点としては、地域計画を今回盛り込むということが1つ。

もう一つ大きなものが、この14ページの下段からずっと細かい説明は割愛させていただきますが、27ページにわたって利用権の設定に関する、もともと市が定めておる部分ですが、その利用権の設定に関するものが、法の改正に伴いまして、令和7年4月からは、中間管理機構、農地バンクのほうを経由して契約をしていく形になりますので、それまでの間の経過措置として、ここの見直しをしていくことになります。

ですので、傍線等が途中ございますが、これはもう、内容を見ながら来年の年度末までの間、必要か不必要かというのを判断しまして、赤書きで追加削除しているものとなっております。

大きな変更としましてはその2点になりまして、その他、全体的に赤字が入ってる部分は事前での修正であるとか、現状に合わせて少し言い直しを変えたりしているものとなっております。

変更点は以上になりまして、この基本構想を変更しますと、この後、県の同意を得るように手続をしていくんでございますが、主として地域計画を策定していくということが、この基本構想に明示されるようになります。

ので、現在、策定を進めておる地域計画が出来上がった作成後には法的に効力を発行するという形となります。そのためにこの基本構想の中に地域計画であるとか、協議の場を盛り込んでいく必要があるため、このたび、変更ということで御提案させていただいた内容となっています。

簡単でございましたが、説明は以上になります。

議長 ただいま、基本構想の変更に対して説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員 ちょっといいでしょうか。11ページの赤字で消してある部分ですね、様々なリスクに備え収入保険に加入ということが書いてありますが、今の農業共済組合は収入保険は盛んに進めておる状況だと思うんですけど、それを消した理由についてはどういうことですか。

農業振興課 加入要件の条件で、この営農類型を必ず入ることができる、全員入れるものではない場合があるということが分かりまして、それで、加入に当たっての条件をクリアした方がこの収入保険に加入できるということになりますので、ここに書いてしまうと必ず収入保険に入りなさいとなる。入れない方がいるということ。

農業委員 強制的になるということね。

農業振興課 はい。あえて外しています。

農業委員 分かりました。

議長 この利用権設定のあれは、全部中間管理機構になる。市のあれは全然ないと。

農業振興課 来年度の末までは、現在の利用権相対の分は引き続き効力としてかかります。で、4月以降はもう完全に法律のほうで、経過措置が切れてしまって、もう機構を間に挟んで。

議長 もう駄目ってこと。

農業振興課 はい。AさんとBさんの間に必ず機構を挟まないと利用権が設定できないというような法のあれではあるので。また、その時期にこの基本構想を見直して、今の経過措置の利用権に関する部分を外していくという形が出てくると思います。

で、その機構の利用権っていうのは、地域計画に書いてある土地ですね、耕作者と地権者が結びつくようにしていきましょうというのが、この基盤法の立てつけてきたもの。そういう改正がなされております。

議 長

事務局。

事務局

補足します。今、相対の利用権の関係なんですけども、もう実際のところ、令和7年の4月以降は中間管理のほうに全てなっていくんですけども、もう実際に相対の利用権が設定できるのが令和6年の11月設定までになりますので、その受付につきましては、大体2か月前です。令和6年の9月末までの受付までしか相対はちょっと結べないっていうふうになりますので、それ以降の分については、基本的には中間管理のほうに移行するというふうに考えていただければと思います。

以上です。

議 長

中間管理機構、せからしかろうがね、手続というのが。その移行せれて言われたっちゃ、それは国のあれやろうけんね。もうちょっと中間管理機構も、こう、さっとできるようにくさ、何かできんもんやろうかと。荻原委員。

農業委員

今、会長が言われたとおりくさ、実際的に中間管理機構の必要性というのが、ほんなごた要るのかどうかっていう根本的なもんがあるんじゃないかなと思うんよね。やっぱ国がつくったけんそれじゃせないかんっていうことを今言いよっちゃろうばってん。ほんなごて、中間管理機構っていうものが必要なのかどうかっていうところくさ。いつも思うとばってんがくさ。

そやけん、補助事業に入れたけん自分の農地を自分が補助事業を受けるために貸すとかくさ、そんなことが自分ときもあつたけん、何でそれでわざわざ中間管理機構を使う必要が何であるのかっていう1つの疑問があつたけんさ。

議 長

まあそれがその国の施策というか、そういった中間管理機構を使わんと国の補助は出しませんよというふうに全部させようごとあるけんね。

農業委員

そう。そういうあれやけんくさ。そいけん、何か失敗しとろうごとあんですけど、なかとばってんが、そういうわざわざ機構を使うてからさ、人を雇ったりそういう組織ばつくつといてくさ、今まであつたもんが、わざわざそれをつくる必要性があるのかどうかっていうのが1つ疑問だつたけんさ。

議長 　ほいで、またそればしとかんと、その何ですか、農地面積、そういうのがその何ですか、聞しとったらそれが抜いてくるごたふうになってから。それから、その、こういういつも、こんかほうでこういつも出てきようじゃないですか。あの、認定農業者に80%集積しなさいとか、こうしようとか、それがだんだん遠のくっちゃないかいなというふうには思うとばってんが。

農業委員 　それが、それがあれやけんね……。

議長 　そうですね。

議長 　どうもこうも言うたっちゃ、つまらんっちゃろうばってんが。

農業委員 　そして、利用権の設定もしかり、大概、決まっとうやない。その中間管理機構が入らなくても、ある程度もう決まっとうと。ただ、中間管理機構通しようだけのごたシステムやけんくさ、それでいいのかなという気はするったい。

議長 　まあ事務局、そこいらそのやっぱ、こう、把握というかそういったところを把握せないかんけん、やっぱそういった、その利用権、中間管理機構を使って、やっぱしてくださいっていうごた感じになる、事務局としても。

事務局 　そうですね。もうそこ中心になりますってしかも聞いてないので。もう、そこに寄せていくしかないですもんね。

議長 　それこそ何かあの、 やら、もう嫌で嫌で、中間管理機構は、あそこはもうやめてくださいとか言うぐらいあったとで。今度は中間管理機構通してくださいっていうことになるけん。

農業委員 　逆にあの中間管理機構をしていたほうが、地域計画のほうもやりやすくなるということなんですかね。地域計画に分かれたとき、持っていかにかんやったやないですか。それがやりやすくなる。その自分たちの仕事として。

農業振興課 　一応、その地域計画で10年後この土地を耕作する予定の人を名前を決めます。で、その方とその機構を通した利用権は一致するようにしなさいというのが国の、最初は予定なんです、最終的には利用権のその合わせ

て地図のほうもというんで……、そういった形で。

農業委員

分かりやすくなりますよね。

農業振興課

分かりやすくなる。イコールになってくる。

農業委員

その中間管理機構使ったほうが。

農業委員

把握をするという。

農業委員

うん。把握しやすくなる。

農業委員

把握しやすくなるということですね。

農業振興課

そうですね。そのために、その利用権のためにその地図というのをどんどん変えていって、実態に合わせて変更とかできると。

農業委員

その支払いが結構ですね。

農業委員

年貢の支払いがさ。あの、中間管理機構が全部お金で精算、支払しなさいってということなんですね。今までは、例えば、これは米、残りはお金というようなことがされよったばってんが、それ駄目ってということなんです。

議 長

米は駄目なんですか。

農業委員

うん。深江は今度大ごととしてそれで。

農業委員

だけん、米なら米ばっかや。お金ならお金ばかり。その中間が言うとおりにかんとたい。今まではええとこ融通が利きよったばってんくさ。だけん、ひねりひねって。今まではね。

議 長

そしたらあれ、こっちが今誰入れたとかいなて。

農業委員

中間管理機構がするっちゃん。

議 長

自分はまだやっぱその、これぐらいこんだけ物納、そしてこんだけはお金っていうごたふうで。前は、前はっていうか、今のしようところがそれで、中間管理機構で。それがでけんごとなったとですか。

農業委員

深江がですね、よそと違って、みんな預かってから振り分けで、借りた人はお米か、お米とその金額と自由に選んでですね、金額だけならもうスムーズばってん、お米の場合はカントリーから保有米の形でやりよった、今までは。それがもう保有米という形ではもうだいたい、作っとんしゃれんけんくさ。保有米を作ったもんがもらうということになっとうけん。それにさ、ちょっとこうひねり抜いてもらうことで何とかあれせんかっていうことになりようばってん、その農協も引くわけたい。もう回収ができんって。

だけん、その辺がもううちは営農組合で全部一応お金は預かって精算をして農協のほうに払うっていうようなええとこ、言ったらもうぎりぎりやってます。全く使いづらい、使いづらいし何か実績ばかり言うてくるけん。

議 長

要望か何かで、何かあったとき、ちょっと言いたいなと思っております。

農業委員

そげんかこのちよっところね、柔軟にしてるごとばってん。

議 長

分かりました。ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

副会長

先ほどあの、ちよっごめんなさい。令和6年の9月まで相対はそこまでとは言われてたけど、これ来年ですよ。ここからすぐっていうことだから、そういうそのあの、何て言うんですかね、相対はその何ていいます、そういうふうになりましたって、こういう制度変わっていきますよっていうところのあれは、誰がしていくんですか。

議 長

事務局。

事務局

一応、アナウンス的にはですね、今もまあ終期通知とかその辺を発送するのに併せて入れ込んでいこうというふうな話はしてるんですけど、今ちょうどその終期がまあその、市独自の相対と、まだJAさんの円滑化事業の残ってる分の終期通知、それから中間管理の分ともう大きく3つあるので、その辺はどういうふうな文言かということにはちよっともう擦り合わせて、もう統一的なものでアナウンスしていかないかんかなと思ってるので。その辺は、ちよっ徐々には進めていこうかとは思っています。

議 長

東司委員。

農業委員 19番、東司です。来年で、その利用権設定するとき変わって、その機構のほうになるっていうと、その1年後に利用権設定で貸借期間何年作りますと例えば、何年ってありましょが、期間が。あれを、もうそしたらもう1年しかその人たちはもう機構に変わるけん、そのじゃあ1年しかできんっていうことですか。利用権設定の営農耕作というか、まあきちっとして。

議長 事務局。

事務局 一応、相対の場合はですね、その来年の11月の設定で、その今までどおり、例えば、10年なら10年とかっていうことで、その令和7年の4月を過ぎたから途中で終わるっていうことではなくて、もうその10年結ばれてあれば、その10年経過措置でいきますので、それで大丈夫です。

農業委員 そうそう。

農業委員 それでもう1回つけたらいいんです。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に入ってよろしいでしょうか。採決に入ります。基本構想の変更に関わる意見ということで承認されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 大多数です。

農業委員 すみません。決定したとこ、ごめんなさい。1つ質問忘れたんですけど、いいですか、聞いても。

議長 採決も終わって。個人的に後で聞きに行ってください。

議長 それでは、次の議論に入ります。

事務局

一応、終わります。

議長

終わったと。それでは、その他のほうに入ります。事務局。

事務局

その他の項になりますけれども、(1) 非農地調査の結果についての報告になるんですが、議案書の35ページから38ページまで一覧表を添付しております。今月はかなり多くて、もう朝一番から丸1日現地調査かかっております。

その中で、37ページの5番の案件につきましては、担当地区の委員だけではちょっと判断がつかないということでしたので、先日の第1調査部会で現地確認を行わせてもらっております。

で、一応、その結果としては、非認定とちょっと違反行為があるんじゃないかということでの非認定とさせていただいております。それ以外については、もう全て認定相当ということで証明書の発行手続に入っております。

それから、(2)の農地対策の報告は委員長のほうからお願いできればと思います。

農業委員

それでは、農地対策A班の報告です。7月の21日に現地調査を行っております。番号1番、志摩久家の件です。現地の状況と指導内容を読み上げます。

7月7日、税務課より連絡があり、草が繁茂しており、車両が数台放置されているという連絡が入っておりますので現地を見に行きました。現地は農用地区域内農地で転用履歴はありませんでした。

それから、数台、ナンバープレートがついたまま放置されておりました。

指導内容は、所有者に文書を送付して、コンテナもありましたので、車両とコンテナを撤去してもらうようにしております。

2番の志摩東貝塚の件です。■■■さんの分ですが、隣接地の住人より農地を適正に使っていないのではないかとこのことで相談がありました。建築物については、県の都市計画課が直接呼び出して指導しているということでした。半年以内に撤去をするということを伺っております。

また、7月14日、県の工業保全課と県の土砂条例の担当部署により現地調査が行われております。特に違反はないが、周辺に影響はないようにと伝達済みということです。現地の現状確認を市の都市計画課と一緒にやったということじゃなくて、ここは入れ替わりということで、私たちが先で、都市計画課が後に行ったということでした。

農業委員会としては、農地法上は問題は特にありませんでした。

3番の志摩桜井の件です。これは、去年の6月にもA班で現地確認を行

ったところでございます、現地はハウスが建っているんですが、ハウスの中の雑草が前回見に行ったときよりもかなり繁茂しております、まだ材木やコンテナハウスが前回と同じように残っております。早急な撤去と農地の適正利用を文書で指導するようにしております。

これは、一部では■■■■さんがまだほかの人に貸しておるといふような情報もございますが、又貸しということで後から借りた人の名前も住所分りませんので、■■■■さんのほうに文書を送るようにしております。

4番も志摩桜井の分です。原田委員より連絡があった案件でございます、現地はプレハブと建築廃材みたいなのが散乱しておりました。この■■■■さんという方がもう亡くなられたというそういう方で、なかなか本人と連絡が取りにくいという状況でございますが、相続人等の調査を要するというので、事務局をお願いしております。

5番目、波多江の梢把というところで、近隣住民の方より土砂が積み上げられており、一部は敷きならしてある。ブロック積みの隙間から雨によって土砂が敷地内に流入しているという通報があり見に行きました。

これは勝手に農地改良を行ってありますので、農地改良届を早急に出すように手紙を送ってもらっております。

以上です。

議長

それでは、今後の日程。事務局からお願いします。

事務局

今後の日程ですけれども、議案書の1ページのほうに予定として載せておりますが、第19回の総会につきましては、9月の8日金曜日の1時半から、こちら同じく1号会議室で予定しております。

それから、第2調査部会、8月の31日の木曜日13時30分から。こちらは、こちら新館のもう一つ下の4階の4号会議室で予定をしております。

農政対策委員会はございません。

それから、農地対策委員会のB班、8月の22日の火曜日1時半から庁舎南側車庫2階の10号会議室で予定をしております。

それから、非農地調査につきましては、8月の28日の月曜日1時半から、担当の農業委員さん、推進委員さんのほうによる現地調査を行う予定としております。

以上です。

日程に引き続いて、その他のその他に移らせていただきますが、皆様のお手元に初盆会のお知らせを別紙でお配りさせていただいております。ちょっと紙面にも書いてるんですが、大変申し訳ないんですが、今年から事務局でのお預かりは行いませんので御了承ください。

そして、ちょっと農地に関しての相談が事務局にあっております、単

純に言えば農地を探してますということで、一応、農業委員会のほうに紹介をかけときますとは伝えてます。すぐ見つからんですよってということは伝えてるんですが、一応、購入の予定ですので、どっか売ってもいいよというところがあれば、情報提供をお願いします。

で、面積規模としましては、約1町ぐらいあればなということで、空きハウスがついてればなおいいと。ということで、まあ一応、その理想としては、1町まとまっていればそれが一番いいんでしょうけど、まあ多少離れてても大丈夫ですということですので、まあ何か情報があれば、事務局のほうまでお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

農業委員 何ぼでもいいの。

事務局 ようございます。

農業委員 場所はどこでもいいの。

事務局 どこでもいいです。取りあえず、情報をもうちよっと多く仕入れたいというところがあるみたいで。

農業委員 耕作放棄地みたいなのところでも……。

事務局 まあ一旦、そういったところでも情報寄せていただければ、はい、あの、つなぎはしたいなと思ってますので。

農業委員 何を耕作されるんですか。

事務局 まだ詳しくは聞いてないです。取りあえず、土地がどっかないですかっということぐらいなので。

議 長 新規就農、それともどっかから来るんですか。

事務局 一応、新規の方が、ちょっと複数あってるんですよね、問合せが。で、新規じゃない方も中にはいらっしゃるようです。はい。

農業委員 これはその複数の方で1町ぐらいついてこと。

事務局 いや、複数問合せあるんですけど、大体、そのうちの数名は、ちょっと法人とかもあるので。まあそういった規模ぐらいいないだろうかという御相

談ですね。

一応、事務局からは以上です。

議 長

何かほかにありましたら、なかったら、ほかに何かあったら。ないので閉会にしましょう。

事務局

よろしいですか。それでは、閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いいたします。

副会長

慎重審議ありがとうございました。

先日は視察研修ということで、お礼とともに、もう暑い中、たくさん出席いただきまして、この場で御参加ありがとうございました。また来年もですね、できたらいろんなところを見て回りたいなと考えております。

それから、今日また時間が3時からということで、ちょっと複雑な時間で早く終わりますけども、今後また台風過ぎまして、あしたからまた暑い日が続くということですので、くれぐれも体のほうには気をつけてお過ごしください。

また、利用状況調査、まだ残ってあるところもあると思いますので、毎回言ってますように、体にだけは気をつけて調査のほうを進めていただきたいと思います。

それでは、これもちまして、第18回糸島市農業委員会総会を終了いたします。

令和5年8月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

6 番 藤 嶋 政 秀

11番 中 原 誠 也

